

議 案 第 22 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成23年11月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員に対する給与の改定に係る人事院からの勧告内容等に準じ、俸給
月額を引き下げのため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3から別表第5までを次のように改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年松戸市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1(教育職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の99.19)」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34(教育職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の99.43)」に改め、附則第7項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.19」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.43」に改める。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成23年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

| 号俸 | 俸給月額 |
|----|-----------|
| 1 | 375,000 円 |
| 2 | 424,000 円 |
| 3 | 477,000 円 |
| 4 | 541,000 円 |
| 5 | 617,000 円 |
| 6 | 721,000 円 |
| 7 | 844,000 円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例第14条の2第1項から第3項まで若しくは第6項、第20条第2項（同条第3項又は松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第38号）附則第6項及び第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員若しくは松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項の規定による俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸から3号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは当該日のうち市長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、俸給の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和50年松戸市条例第13号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期

間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|------------|------|-------------------|
| 行政職俸給表 | 1 級 | 1 号俸から 9 3 号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から 8 0 号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から 6 0 号俸まで |
| | 4 級 | 1 号俸から 4 4 号俸まで |
| | 5 級 | 1 号俸から 2 8 号俸まで |
| | 6 級 | 1 号俸から 1 6 号俸まで |
| | 7 級 | 1 号俸から 4 号俸まで |
| 医療職俸給表 (二) | 1 級 | 1 号俸から 8 5 号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から 8 4 号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から 6 8 号俸まで |
| | 4 級 | 1 号俸から 5 6 号俸まで |
| | 5 級 | 1 号俸から 4 0 号俸まで |
| | 6 級 | 1 号俸から 2 4 号俸まで |
| | 7 級 | 1 号俸から 8 号俸まで |
| 医療職俸給表 (三) | 1 級 | 1 号俸から 1 0 8 号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から 9 2 号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から 6 8 号俸まで |
| | 4 級 | 1 号俸から 5 6 号俸まで |
| | 5 級 | 1 号俸から 4 0 号俸まで |
| | 6 級 | 1 号俸から 2 0 号俸まで |
| | 7 級 | 1 号俸から 4 号俸まで |
| 教育職俸給表 | 1 級 | 1 号俸から 1 0 4 号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から 8 4 号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から 3 6 号俸まで |

(2) 平成 2 3 年 6 月 1 日に減額改定対象職員であった者 (任用の事情を考慮して市長が定める者を除く。) に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0.3 7 を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。